酒税の税率特例措置

事業計画書等作成支援セミナー

参加費

主催:国税庁



令和5年4月1日から改正法が施行されました租税特別措置法第87条における「承認酒類製造者の酒税特例措置」では、令和6年4月1日以降に製造場から移出する酒類について酒税率の特例措置を受けることができますが、そのためには、原則として令和5年12月31日までに税務署に対して「事業計画書」を提出いただき、税務署長の承認を受ける必要があります。また、毎年度、事業計画書に記載した目標の達成状況等について、税務署

また、毎年度、事業計画書に記載した目標の達成状況等について、税務署に報告をする必要があります。

こうした事業計画書等の作成作業は、事業者の規模が小さいほどその作業に係る負担は大きくなりますので、中小零細な酒類製造者の事業計画書作成の一助となるように、国税庁では全国 12 か所の国税局 (国税事務所) ごとに、専門家による「事業計画書等作成支援セミナー」を開催することとしました。

このセミナーでは、組合員や協会員等の利益を図るために組織された酒類業 関係団体の協力を得て作成した事例集をテキストとして、「承認されるため には、どういった内容の目標設定やどの程度の目標の高さが求められるの か。」等といったご疑問やご不安を解消していただくための指標をお示し することを予定しております。

少しでも多くの酒類製造者の皆様が「承認酒類製造者の酒税特例措置」を 利用し、経営改善や地域活力の向上などに取り組んでいただきたいと考え ておりますので、どうぞご参加いただけますようお願いします。

2023年

オンライン オフライン 同 時 開 催

9月~10月

現地参加: 各会場 先着 50名限定オンライン参加: 各会場 約 500名

全国 12 ヶ所開催(北海道・宮城・埼玉・東京・愛知・石川・大阪・広島・香川・福岡・熊本・沖縄)※各会場の開催日時・場所は裏面を参照してください

参加お申し込みは公式 WEB サイトから

受付開始日: 2023年 8月 14日 https://sake-seminar.com

承認酒類製造者の酒税の税率特例措置

事業計画書等作成支援セミナーの日程

北海道

2023年10月2日

14:00 -16:00

北海道経済センター(札幌商工会議所) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

宮城

2023年10月10日

14:00 - 16:00

仙都会館会議室 仙台市青葉区中央 2-2-10

東京

2023年10月13日

14:00 - 16:00

パソナスクウェア 東京都港区南青山 3-1-30

埼玉

2023年 9月12日

14:00 - 16:00

JA共済埼玉ビル さいたま市大宮区土手町1-2

愛知

2023年 9月20日

14:00 - 16:00

愛知県産業労働センター(ウインクあいち) 名古屋市中村区名駅 4-4-38

石川

2023年 9月25日

14:00 - 16:00

石川県文教会館 金沢市尾山町10-5

大阪

2023年 9月7日

14:00 -16:00

主催:国税庁

AP 大阪駅前 大阪市北区梅田 1-12-12

東京建物梅田ビル地下

広島

2023年10月4日

14:00 - 16:00

カンファレンス 21 広島市中区幟町 14-11

ウイング八丁堀ビル

香川

2023年9月29日 14:00-16:00

高松センタービル 香川県高松市寿町 2-4-20

福岡

2023年10月17日

14:00 - 16:00

A.R.K ビル 福岡市博多区博多駅東 2-17-5

熊本

2023年10月16日

14:00 - 16:00

熊本市国際交流会館 熊本市中央区花畑町 4-18

沖縄

2023年10月18日 14:00-16:00

沖縄青年会館 那覇市久米 2-15-23



山本 佳史

昭和63年4月 大阪国税局入局 平成15年7月 大阪国税局酒税課企業係長 平成18年7月 大阪国税局酒税調查部門主查 平成22年7月 茨木税務署酒類指導官 平成26年6月退官 平成26年8月税理士開業

※当日の都合により、講師は国税庁が委託している他の専門家に変更する 場合がありますのでご承知ください。

国税庁動画チャンネル

YouTubeで見てみよう!

このセミナーに先立ち、「承認酒類製造者の 酒税特例措置」の制度の詳細解説動画を国税 庁ホームページで公開していますので、ぜひ ご覧いただきました上でご参加ください。



参加お申し込みは 公式 WEBサイトから

受付開始日: 2023年8月14日

https://sake-seminar.com

